

4 消安第 1771 号
令和 4 年 6 月 29 日

食品安全委員会
委員長 山本 茂貴 殿

農林水産大臣 金子 原二郎
(公 印 省 略)

食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる飼料添加物の基準及び規格を改正すること。

ギ酸



ギ酸の飼料添加物としての基準及び規格の改正に関する食品健康影響評価の意見聴取について

1. 経緯

ギ酸は、日本では平成4年に「飼料の品質の低下の防止」の用途で pH 調整剤として飼料添加物の指定がされている。一方で、人の皮膚や金属に対して腐食性があり、取扱いに注意を要する。

今回、要望のあったギ酸製剤は、ギ酸原体に水酸化ナトリウム水溶液を加えて一部中和することで腐食性を緩和したものである。

海外では、EU、米国等で既に使用が認められている。

今回、食品安全委員会の意見を聴取する改正については、令和4年1月19日に農業資材審議会より適当との答申を得たところである。

2. 改正の概要

水酸化ナトリウム水溶液を混和したギ酸製剤について、新たに成分規格及び基準等を設定する。

なお、用途は飼料の品質の低下の防止で、ギ酸として 0.5%を上限に、牛、馬、豚、鶏及びうずらを対象とした飼料とし、従来のギ酸から変更はない。

3. 今後の方針

食品安全委員会からの当該物質に係る食品健康影響評価の結果を得た後、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の改正等、所要の進めを進める。